

台風，出水等に伴う臨時措置

(平成26年4月改訂)

- (1) 暴風警報，暴風雪警報，特別警報のいずれかの警報が発令された場合は，次のような臨時措置をとる。

ア 岡山県全域または総社市，倉敷市または岡山市に発令された場合

- (a) 午前7時の時点で発令中の場合は，自宅に待機しておくこととする。
- (b) 午前10時までに解除された場合は，安全に注意しながら直ちに登校することとする。
- (c) 午前10時までに解除されない場合は，臨時休校とする。
- (d) 定期考査期間中は，午前7時の時点で発令中の場合は臨時休校とし，その日の考査は延期する。
- (e) 登校の途中で発令を知った場合，生徒は，そのまま登校するか帰宅するか，安全だと判断される方法をとるものとする。
- (f) 生徒の登校後に発令された場合は，生徒の安全確保の観点から，別途協議して措置を決定する。

イ 総社市，倉敷市と岡山市以外の地域に発令された場合

- (a) 学校は平常どおりの授業を行う。
- (b) 発令されていない市町村に居住する生徒の登下校は平常どおりとする。ただし，発令されている市町村を通り抜けて登校しなければならない場合は，次項(c)と同様とする。
- (c) 発令されている地域に居住する生徒は，登下校の安全性を各家庭で判断し，登校を見合わせた方がよいと判断した場合は，その旨を学校に連絡するものとする。

- (2) 大雨，洪水，大雪などの理由で，通常，登下校に利用する公共交通機関での登校が困難と各家庭で判断した場合は，学校に連絡し自宅で待機するものとする。午前10時までに運行が開始された場合は，直ちに登校するものとする。午前10時現在，依然として登校が困難な場合は家庭学習とする。

- (3) 上記(1)ーイおよび(2)の理由で登校不能，または登下校の安全性を各家庭で判断して登校を見合わせた場合は，当日の保護者からの連絡と後日に生徒手帳での届を確認した上で「出席扱い」とする。